## 議案第10号

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表		別表			
職名	給料月額	聑	战名	給料月額	
市長	870,000円	市县	Ē	855,000円	
副市長	674,000円	副市	方長	663,000円	
教育長	562,000円	教育	育長	<u>553,000円</u>	

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

社会経済情勢の変化に伴い、特別職の給料の引上げを行うため。